



産学公民連携 共同研究事業

【公募型】 申請の手引き

令和7年3月25日 改定版 川崎市環境総合研究所

本手引きは、環境技術産学公民連携公募型共同研究事業への申請に係る準備・手続・注意点等について記載しています。本手引きに沿って、申請を行ってください。

【募集期間】

令和7年3月25日（火）～5月15日（木）【必着】

※市が提供できる資源や役割分担等について協議するため、事前相談シートを作成の上、申請書の提出前に必ず事前相談をお願いします。

【申請書類】

プロポーザル参加意向申出書、申請書、事業計画概要書、見積書等、添付書類、企画提案書

【提出方法】

《プロポーザル参加意向申出書》

代表者印を押印の上、環境総合研究所に持参又は郵送（受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで（祝休日を除く））

《申請書、事業計画概要書、見積書等、添付書類》

オンライン申請 <https://logoform.jp/form/FUQz/955599>

《企画提案書（市と相談の上、令和7年5月27日（火）17時まで提出してください。）》

オンライン申請 <https://logoform.jp/form/FUQz/955613>

【審査】

申請いただいた内容を基にプレゼンテーションを実施し、2件程度採択予定

1 事業目的

環境技術産学公民連携共同研究事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同研究を実施するもので、市は共同研究者に対して、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、その研究成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指しています。

2 事業の特徴

本事業は、「川崎市」と「共同研究者」が、互いに保有する資源〔人材、機材、フィールド、知見、専門技術など〕を融通しながら対等な立場で研究を行い、両者ともにメリットを得ることを目指す事業です。

- (1) 市は本事業を通じて、地域の環境改善、環境技術の発掘や周知拡大による産業振興、環境分野における市のプレゼンス向上に繋がることを目指し、本事業に以下のような資源を提供します。

市有地（フィールド）の貸与	市有設備の貸与
研究機関の持つ技術・知見	成果広報への協力
市保有データの提供	連携体制仲介 等

【参考：これまでに提供した資源の例】



実証試験場所の提供



測定時の各種調整支援



技術の設置における各種調整



研究用サンプルの提供



市設備の貸与及び支援・仲介



セミナーや展示会等での情報発信

※場合によっては御希望に添えないこともあります。具体的に提供可能な資源については市との協議により決定します。

- (2) 共同研究者には、環境技術開発の達成や、環境技術の事業化等を目標に、本事業に以下のような資源を提供していただくことを期待します。

・ 環境技術シーズ	・ 事業化ノウハウ
・ 専門的手法	・ 経営資源 等

3 共同研究事業の枠組み ～公募型と連携型～

環境技術産学公民連携共同研究事業には2つの種類があり、申請者が事業の種類を選択できます。以下にそれぞれの特徴について記載しますので、御確認の上、申請してください。

環境技術産学公民連携共同研究事業

市と共同研究者は、互いに保有する資源を融通しながら、対等な立場で研究を行い、両者ともにメリットを得ることを目指します。

市は、フィールド（市有地等）、市有設備の貸与、保有データの提供、研究機関等が持つ技術・知見の提供や連携体制仲介などを提供し、共同研究の推進をサポートします。

公募型共同研究事業

- ・市が年度ごとに実施する委託事業（公募にて実施する事業を選定します。）
- ・市が抱える行政課題を勘案の上、共同研究者の知見が特に必要で、年度末までに成果を得ることが期待できる研究内容が対象です。
- ・研究事業に必要な経費の一部は、**上限 200 万円**の範囲内で市が負担します。
（原則、委託業務完了後の支払です。）
- ・共同研究者は、研究期間中に研究の進捗・成果等を取りまとめて市に報告するほか、市が開催するセミナー等への参加による情報発信なども併せて実施する必要があります。

連携型共同研究事業

- ・年間を通して、随時募集する共同研究事業（協定書を締結し、実施します。）
- ・市が抱える行政課題を勘案の上、市と共同研究者がお互いに保有する資源（人材、機材、フィールド、知識等）を融通して実施します。
- ・市からの経費負担はありません。
- ・共同研究者は、適宜、研究の進捗を市に報告するとともに、設定した研究期間の終了までに研究成果を報告する必要があります。

◎ 事前相談

いずれの共同研究事業においても、参画希望者は必ず事前相談の上、申請書類を提出してください。共同研究の実施に当たっては、市と参画研究者がそれぞれ提供する資源〔人材、機材、フィールド、技術、知見等〕や研究を実施する上での役割等について、協議する必要があります。

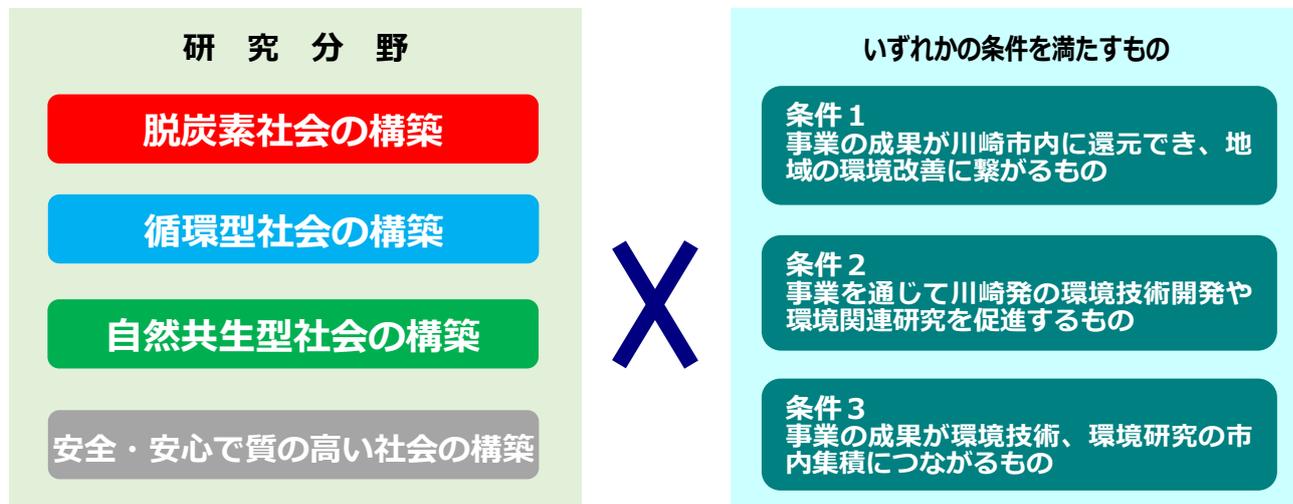
公募型共同研究事業については募集期間を定めていますので、御注意ください。



本手引きは“公募型”共同研究事業申請用です。連携型共同研究事業への申請を予定している方は、“連携型”共同研究事業申請用の手引きを御参照ください。

4 募集する環境技術（科学技術／人文・社会科学等）

4つの研究分野のいずれかに該当するものであって、右記の条件1～3のいずれかを満たす環境技術（科学技術／人文・社会科学等）を募集します。



<加点対象となる研究分野>

国内外で気候変動問題への関心や危機感が高まっていることから、「脱炭素社会の構築」に該当する研究を積極的に募集・採択いたします。審査時に「脱炭素社会の構築」に該当すると判断された研究は、一律3点を加点いたします。

※審査の詳細は、6ページ目を御参照ください。

5 共同研究者の資格、要件等

以下に該当するものとします。

- (1) 環境技術についての研究を実施するに足りる十分な能力を有し、市をフィールドとした環境技術に関する研究を推進できるもの
- (2) 企業、大学、研究機関、非営利団体（NPO）などで、法人格を有するもの（単独、または複数の主体が連携したグループのどちらでも申請可能です。）
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有するものでないもの
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないもの
- (5) 市が定める期日までに当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、当該契約に対応する業種・種目に登録されており、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に基づく資格・指名停止期間中でないこと
（本事業においては、業務区分「委託」・業種「その他業務」・種目「その他」です。）

◎市が定める期日とは企画提案（プレゼンテーション）による審査を行う日（今回は6/2（月）を予定）となります。

◎川崎市業務委託有資格業者名簿への登録

市が定める期日までに川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されるためには、令和7年5月15日（木）までに「業者登録システム」を利用した川崎市業務委託有資格者名簿への登録申請及び当該登録に必要な書類の提出が必要です。登録には書類準備等で時間が必要となりますので、早めにお手続を進めていただきますようお願いいたします。申請方法については、8ページ以降を御覧ください。

6 公募型共同研究事業(委託事業)の詳細

共同研究のうち、市が抱える行政課題を勘案の上、共同研究者の知見が特に必要で、特定期間内に成果を得ることが期待できる研究内容について、市は共同研究者にその研究を委託します。

公募型共同研究事業においては、市と共同研究者とは委託者と受託者の関係となります。

また、市は200万円を上限として必要経費を委託研究費として支出します。

(原則、委託業務完了後の支払です。研究を進めるに当たり、その方法に特段の支障がある場合には、お早目に御相談ください。)

(1) 公募型共同研究事業の実施について

ア 研究実施の他、川崎国際環境技術展、市主催セミナーでの情報発信もお願いしております。

イ 共同研究に必要な経費の一部は、市が委託研究費として負担します(上限200万円)。

審査時の得点率に応じて減額される場合があります。

なお、市が負担できる委託研究費の主な使途は以下のとおりです。

経費項目	各経費項目に該当する内容の例
研究費	旅費・交通費、通信・運搬費、消耗品購入費、会議室等賃借料、専門家指導費、共同研究者研究費、外注加工費 など
情報発信費	展示会等出展費、イベント用資料作成費
報告書作成費	定期報告書作成費、成果報告書作成費

ウ 支払方法にかかわらず、研究に要した経費の確認・精算を行うことがあります。研究に要した経費の証憑書類の保存をお願いします。

※ 本事業の対象外経費の一例は次のとおりです。

- 研究実施に携わる機関の事業内容に照らして当然備えているべき機器又は研究期間中に償却しない若しくは汎用性の高い備品等(パソコン、実験装置等)の購入費
- 学会、講演会等、事業に直接関係のない会議の参加のための旅費
- 共同研究実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- 共同研究に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- その他、事業の実施に関連性のない経費

(2) 委託期間について

委託期間は契約締結日から令和8年3月31日(火)までとします。

※本事業は、申請当初に設定した研究スケジュールに基づき、最長で令和9年度末まで研究を継続実施することができます。ただし、次年度以降の研究実施には、年度ごとに実施する継続審査にて継続が認められる必要があります。令和9年度末までの研究実施を保証するものではありませんので御注意ください。

(3) 研究成果のとりまとめ・公表について

ア 上記委託期間終了までに、最終成果を報告書としてとりまとめ、市に提出していただきます。なお、報告書の著作権等は、原則市及び共同研究者に帰属するものとし、持ち分割合は寄与割合等を考慮し、協議した上で決定します。

イ 共同研究の終了後、市は報告書を公表しますが、業務上の支障がある場合、相互協議の上、非公開の範囲を定めます。

ウ 市は、本事業を通じて知り得た共同研究者の環境技術等に関する機密情報を、共同研究以外の目的で利用しません。(必要に応じて守秘義務契約を締結します。)

(4) 特許権等の帰属について

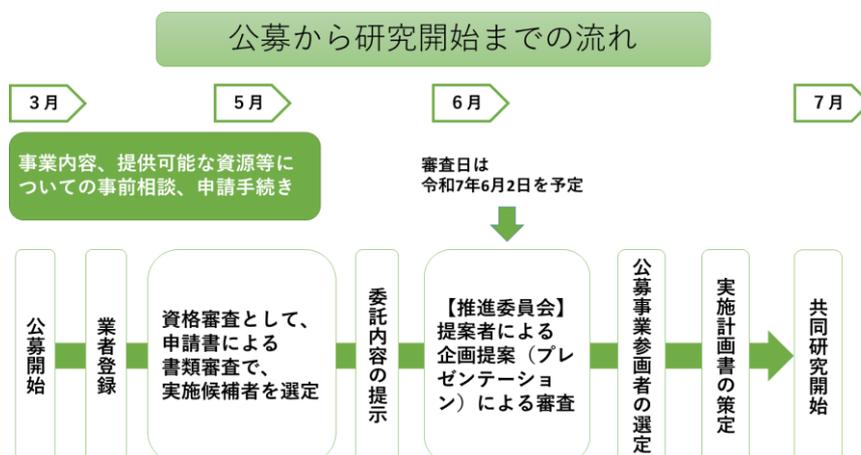
原則、特許権等は、市及び共同研究者に帰属し、その持分割合については寄与割合等を考慮し、市と協議の上、決定します。

ただし、共同研究者が本委託事業において取得したのものについては、次に掲げる項目全てを共同研究者が約することができる旨を書面により確認できた場合に限り、市は共同研究者から譲り受けないことができます。

- ア 本事業に関する成果が得られた場合には、遅滞なく、市にその旨を報告いただくこと。
- イ 市が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を市に許諾いただくこと。
- ウ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、市が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾いただくこと。
- エ 当該特許権等の移転等を行う場合には、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、あらかじめ市の承認を受けていただくこと。

(5) 研究開始までの流れ

- ア 公募型共同研究事業への新規参画希望者は、事前相談の上、公募期間内に所定の申請書を提出します。また、市が定める期日までに川崎市業務委託有資格業者名簿への登録が必要となりますので、当該登録申請も令和7年5月15日(木)までに併せて行ってください。提出された申請書を基に、参加資格の審査を行い、令和7年5月21日(水)までに実施候補者を選定します。
- イ 実施候補者に選定された後、市と実施候補者との間で委託契約の内容等を協議します。その際、市は委託契約内容を提示し、実施候補者にはこれに沿った企画提案(プレゼンテーション)を行っていただきます。作成した企画提案書は令和7年5月27日(火)までに所定の方法でご提出ください。
- ウ 企画提案に係る審査の実施場所、時間等の詳細につきましては、委託契約の内容等を協議する際に併せてお知らせいたします。
- エ 企画提案の内容を踏まえ、審査(6月2日(月)実施予定)を行った後、共同研究者(委託先)を決定します。
- オ 共同研究者の決定後、市と共同研究実施計画書を策定します。
- カ 市と共同研究者は委託契約を締結し、研究を開始します。



7 審査について

- ・[環境技術産学公民連携共同研究事業推進委員会]において、企画提案に係る審査を行い、2件程度の共同研究を採択する予定です。(令和7年6月2日(月)に実施予定)
- ・次の評価基準表に基づき採点を行い、基準点に満たない場合は不合格となります。また、基準点を超えたもののうち上位のものから、当該年度の事業予算の範囲内で選定します。
- ・なお、同点の場合の取扱は次のとおりです。
 - ⇒同得点の企画提案が複数あった場合は、評価基準表の上側にある項目から比較していき、当該項目の得点が高いものを上位とします。
 - ⇒全項目の得点と同じ企画提案が複数あった場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

【評価基準表】

評価項目	評価の着眼点
加点対象	募集時に特出した課題解決に取り組む研究か ・「脱炭素社会の構築」に該当する研究
企画の内容	環境課題の解決につながる研究（次のいずれか一つ以上を満たしている）か ・ニーズ把握ができている ・期限内に成果が期待できる ・本市の環境改善に役立つものである ・市内の産業振興に役立つものである ・国際貢献に役立つものである
実現性	研究計画が具体的で、かつ実現の可能性がある（次の全てを満たしている）か ・研究を実施する上で必要な知識や経験を持っている ・研究に携わる人員等、必要な実施体制を確保している ・実施方法、スケジュールが具体的に示されており、実施が可能である
新規性・ 独自性	先進的・革新的な研究（次のいずれか一つ以上を満たしている）か ・類似の技術や研究がない ・既存の技術や研究ではあるが、独自性があり、社会実装につながるものとして期待できる ・“川崎モデル”としての発信が可能である
社会実装の 可能性	研究期間及び終了後の展開について考えられているか ・製品化、事業化、地域展開など社会実装に向けた活用策が期待できる
妥当性	見積額の積算が適正（次の全てを満たしている）か ・不明瞭な経費が計上されていない ・過大又は過小な経費の見積がされていない

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行う。

- ◆ 評価点〔優秀：5点、良好：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点〕
- ◆ 基準点：加点対象項目を除き全項目「普通」であった場合の合計点数
- ◆ 加点対象については、該当すると判断されたものに全委員が一律3点を加点する。

8 申請方法

(1) 募集期間

令和7年3月25日(火)～5月15日(木)(必着)

※本事業の概要や市が提供可能な資源等についての御相談は、随時受け付けています。

(2) 申請書類等

募集期間中に以下の申請書類を御提出ください。

(申請に当たっては、必ず事前相談をお願いします。)

様式は、市ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000127525.html>

- ア プロポーザル参加意向申出書 (要押印)
- イ 公募型共同研究事業申請書(様式1-1①)
- ウ 事業計画(研究計画)概要書(様式2①)
- エ 研究費用見積額調書(様式3)
- オ 共同研究を実施するに十分な能力を有することを説明する書類
(関連する研究発表論文・記事、特許資料等)
- カ 法人の事業内容がわかる書類(寄附行為、組織体制等の分かる会社パンフレット等)
- キ 企画提案書(上記ア～カを提出後に市と相談・作成した書類を5月27日(火)までに提出してください。)

(3) 提出方法

提出方法がそれぞれ異なりますので、御注意ください。

< ア プロポーザル参加意向申出書 >

代表者印を押印の上、川崎市環境総合研究所まで郵送等で御提出ください。(令和7年5月15日(木)必着)

< イ～カ >

以下 URL より、申請書を令和7年5月15日(木)までにアップロードしてください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/955599>

< キ >

以下 URL より、企画提案書を令和7年5月27日(火)17時までにアップロードしてください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/955613>

(4) 「業者登録システム」に係る登録申請について

公募型共同研究事業への申請に当たっては、令和7年5月15日(木)までに「業者登録システム」を利用した川崎市業務委託有資格者名簿への登録申請及び当該登録に必要な書類の提出が必要です。

申請書類の準備等にお時間がかかることが予想されますので、お早目の申請をお願いします。

◇企画提案(プレゼンテーション)による審査は6/2(月)を予定しています。必ずご参加ください。

■申請書提出・問い合わせ先 (月～金曜日 8:30～17:15 (祝休日を除く。))

川崎市環境局環境総合研究所

〒210-0821 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター(LiSE) 3階

TEL:044-276-8964 FAX:044-288-3156 e-mail:30sotosi@city.kawasaki.jp

川崎市業務委託有資格者名簿への登録申請方法について

(令和7・8年度の新規登録は令和7年4月1日以降に受付開始となります。)

- ① 川崎市HP「入札情報かわさき」にアクセス

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- ② 下にスクロールして、「業者登録システム」をクリック

電子入札システム・業者登録システム

電子入札システム [外部リンク](#)

電子入札システムにはこちらからログインできます。(稼働時間：8時から20時)

業者登録システム [外部リンク](#)

競争入札参加資格の新規、変更、継続申請がインターネットを通じて申請できます。(稼働時間：8時から20時)

- ③「業者登録システム」のページが開きます。こちらの操作マニュアル等を活用して、登録作業を行ってください。

※登録していただく業者区分は「委託」、希望業種は「その他業務」、希望種目は「その他」を入力してください。

業者登録システム

業者登録マニュアル

申請要領、操作マニュアル等へ

様式等のダウンロードコーナーへ

業者登録メニュー

申請	新規に登録する	
	申請内容を変更する	
	パスワードを変更する	
	定期継続登録する	
照会	共同企業体特定() V)	新規に登録する
		申請内容を変更する
	申請状況を確認する	
	登録情報を照会する	

新規業者登録申請を行うには [TOPへ](#)

受付は随時行っています

川崎市では、2年に1度行われる定期登録期間を除いて、随時受け付けています。

必要書類を郵送してください

インターネットから電子申請を行うと、業者登録システムより受付番号と申請に必要な書類の一覧を画面でお知らせします。

必要書類を準備して郵送してください。

※業者登録について御不明な点がございましたら、直接契約課にお問い合わせください。

川崎市財政局契約課

メールアドレス: 23keiyak@city.kawasaki.jp

委託契約係(委託契約) 電話: 044-200-2097